

比布町通学路安全推進会議設置要綱

(設置)

第1条 比布町立学校における通学路の交通安全の確保を図るため、比布町通学路安全推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 通学路における交通安全の確保の取組を着実かつ効果的に実施するための基本方針を策定し、当該方針に基づく取組を継続して推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、通学路に係る課題解決を図るための連絡調整及び情報交換を行うこと。

(組織)

第3条 推進会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、比布町教育委員会生涯学習課長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる機関等の代表者又は代表者から委任を受けた者とする。
 - (1) 北海道開発局旭川開発建設部旭川道路事務所
 - (2) 北海道上川総合振興局旭川建設管理部事業室
 - (3) 旭川中央警察署
 - (4) 比布町PTA連合会
 - (5) 各町立学校
 - (6) 総務企画課
 - (7) 建設課
 - (8) 教育委員会生涯学習課

(庶務)

第4条 推進会議の庶務は、比布町教育委員会生涯学習課において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議で決定する。

附 則

この告示は、平成29年 6月20日から施行する。